

ぎふ景観まちづくりファンド基本方針

平成20年 4月 1日決裁

平成24年 4月 1日決裁

平成30年 2月28日決裁

1 総則

(1) 設立の目的

岐阜市は、道三公・信長公が造った井の口・岐阜城下町と加納藩の城下町を基礎に発展してきた。また、清流長良川では、1300年の歴史を誇る鵜飼が今も行われている。

本市には、町家や旧武家屋敷をはじめとした歴史的資源が数多く残り、岐阜の歴史的まちなみを形成している。この歴史的まちなみや歴史的建造物は市民の誇りであり、岐阜市民の共有財産として後世に守り伝えていかねばならない。

ぎふ景観まちづくりファンド（以下「ファンド」という。）は、市民や企業からの積極的な賛同を得て取り組み、歴史的景観の形成に資する民間のまちづくり事業に対して助成を行うことにより、市民の景観形成に対する意識を育み、岐阜ならではの個性豊かな美しい景観を後世に継承していくことを目的とする。

(2) 一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社の責務

一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社（以下「公社」という。）は、目的達成のためファンドが岐阜の歴史的景観形成を促進していくための資金であることを認識し、適切な管理を行うとともに効果的な事業の実施に努めなければならない。

事業実施にあたっては、歴史的景観の保全や向上など、住民活動のネットワークの構築等、まちづくりへの波及効果が期待できる取り組みとなるよう努める。

(3) 制度要綱の策定

ファンドの基本的事項や管理及び運営に関する公社の責任を明確にし、適切に事業を実施するため、ぎふ景観まちづくりファンド制度要綱を定める。

2 ファンド事業

(1) 事業の目標

市民の積極的な賛同を得ながら、現在失われつつある歴史的景観を保全、再生及び創出することを目標とする。特に景観形成上重要な区域については、早期に質の高い歴史的景観の形成を目指すものとする。

本目標の実現に向けて、市民の景観に対する意識向上と本制度の周知徹底を図りつつ、岐阜の歴史的景観の形成に資する建造物の工事費の一部を助成するものとする。

(2) 事業の内容

1) 助成

- ・歴史的な建造物の維持、復元に係わる工事及びそれらと調和した建造物の新築、外観改修に係わる工事を対象として、工事費の一部を助成する。助成に当たっては、下記に留意し、早期に集中して事業を実施する。

a) 公募の実施

- ・公平、公正を期すため、募集要領により公募を実施する。

b) 交付要綱の策定

- ・公平、公正で、効率的な運営のために、助成金交付に関わる手続きや助成対象、助成基準等を定めたぎふ景観まちづくりファンド助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）を定める。
- ・交付要綱は、岐阜市の政策及び景観形成方針に基づくものとする。
- ・対象工事は、助成金交付の目的に反することなく、一定期間、助成対象となる建造物を維持、保全することが確実に見込めることとする。なお、見込みに関しては、申請者の意思や当該建造物の健全度などを総合的に判断するものとする。
- ・助成基準に適合すると認められる物件の応募が事業目標数以上あった場合についてもファンド資産の範囲において、原則、助成を行う。ただし、特別な事由により助成を行うことが適切でない場合はこの限りではない。

c) 助成の適否

- ・助成基準に基づき、申請物件の助成の適否を判断する。

2) 啓発（市民の理解と賛同の推進）

- ・本事業が市民の理解と賛同のもと広く普及し、多くの活用と多くの寄附がなされるよう市民との協働イベントなどの機会をとらえ、本事業の広報活動や寄附金活動を行う。

(3) 段階的な事業実施

着実かつ効果的な事業展開を図るために、以下の段階を経て実施するものとする。

1) 第一段階（重点取組期間）

区域を限定し、早期に岐阜らしい美しい歴史的景観を形成するよう、適用区域ごとに当初の3年間を「第一段階（重点取組期間）」として位置づけ、助成率の拡大等重点的な取り組みを行う。

また、下記に留意しながら、多くの市民が本制度を活用できるよう事業展開を図る。

- ①多くの市民、企業等への広報による周知徹底を図り、本制度の多くの活用と寄附金の協力が得られるようにする。
- ②町家の維持、復元工事や木製格子を使った建造物の外観改修工事、平面駐車場への伝統的素材による塀設置工事、室外機等目隠しのための設置工事、歴史的景観に調和した屋外広告物の設置工事など、今後の見本となる多くの助成を実施する。
- ③助成の成果について、対外的に広く効果的なアピールをし、事業への応募とファンドへの寄附について、一層の拡大を目指す。
- ④対象区域は、岐阜らしい歴史的な景観形成を重点的に推進する区域かつ、一定の歴史的な建造物の集積と住民の歴史的な景観形成に関わる取り組みのある区域を対象とする。平成20年度は金華地区のみを対象とし、平成21年度以降は、長良鶴飼屋地区及びの他、加納中山道沿線等対象区域の拡大を検討し、進めていくものとする。

2) 第二段階（安定、継続的な事業の実施期間）

第一段階の後、本制度をより効果的に機能させるため、第一段階での経験を踏まえ、対象区域の見直し及び対象建造物の検討と助成基準の適正確認等、適切に対応するとともに、継続的な周知活動と財源確保に向けた活動に努める。

(4) 活用のための取組み

町家の保全活用に取り組む市民団体やNPO法人、景観形成市民団体等との歴史的な建造物に関する情報共有・情報交換に努めるとともに、市民や事業者等に対しても町家等歴史的な建造物の維持や復元に係わる工事、及びそれらと調和した建造物の新築・外観改修に係わる工事を行うためのアドバイスをを行いながら、本制度の活用に努める。

3 ファンド運用計画

(1) 事業費の確保と資産運用

昨今の経済的情勢から、ファンド事業を行う際には運用益のみに依らず、元本の取り崩しを行うことができる。

また、事業を安定かつ恒久的に行うため、市民、地元企業等からの資金拠出促進に向けたイベント、広報活動等を実施し、ファンド事業への理解を深めるとともに事業費の確保に努める。

(2) 資産運用

資産運用については、適切な情報公開に努め、事業を確実にを行うため、リスクを最小限とする運用を基本とする。その際には、中長期的な事業計画を視野に入れ、国債等の金融商品を活用し、運用益を各年度の事業費の一部とする。

4 ファンドの運営体制

(1) ぎふ景観まちづくりファンド運営委員会の設置

公正で効率的・効果的なファンドの管理及び運営を行うため、ぎふ景観まちづくりファンド運営委員会要綱を定め、公社の諮問機関としてぎふ景観まちづくりファンド運営委員会（以下「ファンド運営委員会」という。）を設置する。

ファンド運営委員会は、学識経験者、各分野の専門家等から組織し、事業予算、事業決算等に係る審議と助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という）を審査し、公社に提案するものとする。

また、運営事務の公開に努め、特に、助成対象事業の審査基準と審査結果の公表等の取り組みにより審査過程の透明性、公平性の確保に努める。

(2) 人材の確保

事業が適切に遂行できるよう、ファンドの管理及び事業実施の実務を担当するための人材の確保に努める。

(3) 基本方針の見直し

事業の成果について、岐阜市の景観形成方針や岐阜市の文化、地区のまちづくりなど幅広い観点から評価するとともに、ファンド資産の状況と効率的・効果的な運用を図るために、社会経済情勢等の変化を踏まえ、本基本方針を見直すことが出来る。